



死亡災害事例

機械 3

事故の型

倒壊

被災者

歩行者(60代)

発生状況

場所打杭工事中、アースドリル掘削機でケーシングを吊り旋回した際、過荷重で横転。ブームが前面歩車道に倒れ歩行者と車両に激突、歩行者1人が死亡、4人が重軽傷を負った。

(平成21年4月)



原因と対策

(原因) 基礎工事用機械による揚重作業で性能以上の作業を実施したため転倒したもの。

(対策) 移動式クレーンにアース・オーガー等の基礎工事用機械のアタッチメントを装着した場合は、当該機械は移動式クレーンではないため、荷の吊上げ・運搬作業に使用しない。必ず相番のクレーンを使用する。ただし、狭小な敷地等の場合で作業の性質上やむを得ず荷の吊上げ等を行うときは、転倒を防止するため、当該機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を厳守すること。

送検事例

東京地裁は、業務上過失致死傷罪で元請け社員らを有罪とし、元請け工事責任者に禁固1年2か月、執行猶予2年、元請け工事担当者に禁固1年、執行猶予2年を言い渡した。

また、下請けの工事担当者、及び孫請けの操縦士は、業務上過失致死傷罪、労働安全衛生法違反（安衛法20条、安衛則163条）に問われ、それぞれ禁固2年、執行猶予3年、禁固2年6月、執行猶予4年が言い渡された。